



2025年5月15日

各位

会社名 株式会社アルマード  
代表者名 代表取締役社長 保科 史朗  
(コード番号:4932、東証スタンダード)  
責任者名 常務取締役 蕨 博雅

### 当社の従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年7月29日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 24,129株
(3) 処分価額	1株につき1,126円
(4) 処分総額	27,169,254円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の従業員 83名 24,129株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象とする、譲渡制限付株式を活用した退職後の生活原資の拡充を目的とした報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

#### 3. 本割当契約の概要

##### (1) 譲渡制限期間

2025年7月29日から対象従業員の退職日後に到来する5月末日又は11月末日のうち、遅く到来する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が2025年7月29日（処分期日）から2026年7月28日までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社又は当社子会社の役職員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

対象従業員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合、社内規程又は本割当契約に重要な点で違反したと取締役会が認めた場合等には、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当社は本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 譲渡制限期間中に、対象従業員が退任又は退職（死亡による退任又は退職を含む。以下同じ。）した場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中に当社又は当社子会社の役職員のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、理由の如何を問わず、当社は本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第25期事業年度の譲渡制限付株式を活用したインセンティブとして支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年5月14日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である1,126円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上